



Title	はじめに
Author(s)	東海林, 邦彦
Citation	北大法学論集, 54(6), 136-141
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15257
Type	bulletin (article)
File Information	54(6)_p136-141.pdf



[Instructions for use](#)

はじめに

東海林 邦彦

一、標記「シンポジウム」報告記録の、本誌掲載についての経緯・趣旨…

以下は、○三年六月七日(土)一〇:〇〇—一七:〇〇に北大・法学部において、『人体組織の利用等をめぐる倫理的法的問題にかんする生命倫理基本法・提言』研究プロジェクト(略称「人倫研プロジェクト」)(研究代表…東海林邦彦)(平成一四—一五年度 文部科学省・科学研究費補助金(基盤A2、課題番号…一四二二〇〇五)・主催、学術創生プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」(研究代表 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授 樋口範雄)・共催のもとで、「北大・法学会」特別例会として開催された

「シンポジウム」 「人間の尊厳」と身体・生命の倫理的法的位置づけ——先端医療技術の提起する諸問題を中心として」

における下記四人のメインスピーカーの報告（すなわち順次、憲法分野からの青柳報告、刑事法分野からの甲斐報告、民法分野からの東海林報告、国際人権法分野からの位田報告）に若干の手をくわえて活字化したものである。実践的規範の学としての法学がその適正な制御をもとめられている、表記のような不なすぐれて現代的な諸問題を考えるうえで、またそれらとの対決を通じて現代の法学があらためてその検討深化を迫られている基礎理論的問題を考えるうえで、これらの各報告が提起し示唆するものは、決して少なくなく、当該シンポジウムの参加者だけではなく、ひろく問題関心を共有する多くの同学の士にその内容を公刊することは、大いに意義あることであるのみならず、主催者としての倫理的義務でもある、と考えるからである（なお、これらの報告のあとに、法学各分野、哲学・倫理学、宗教学、生命科学、行政・法曹実務家等の各分野のフロアの参加者との間で質疑応答・意見交換等が熱心に交わされたが、それらの発言内容全体は録音のうえ、その速記録は主催者たる上記研究プロジェクトにより、小冊子としてまとめられ、関係者に別途配布の予定である。また、「北大法学論集五四巻四号・雑報「北海道大学法学会記事」」には、本シンポジウムの簡単な概要紹介がなされている。あわせてご参照いただければ幸いである）。

（なお、上記四報告は当初の予定では、本号に一挙掲載の計画で作業をすすめてきたのであるが、諸般の都合で、今回は、青柳・甲斐両氏の報告だけを掲載し、他の位田・東海林の二報告は、次号にまわすこととせざるを得ないこととなった。内容的にみて読んでいただく方に対してはいささか不親切な形態となったのみならず、関係者にも大変迷惑をかけることとなった。オウガナイザーとしての不手際を深謝申し上げたい。）

一、本シンポジウムにおける（標記の）主題提示の趣旨・背景…

周知の通り、生殖補助医療、再生医学・医療、移植医療、遺伝子研究・調査とその臨床的応用などなど、現代世界において加速度的に発展深化しつつある先端医療技術のもとで、人体のDNAないし細胞レベルから成体全体のレベルに至るまで、また生殖から死体の各フェーズの全てにおいて、その各種利用・操作がすすめられつつあり、そのなかで改めて、人の身体・生命を倫理的法的にどのように捉え位置づけるべきか、とくに「人間の尊厳」という至高的原理のもとで、このような先端医療・医学による身体・生命の利用・操作をどのように評価し、如何なる規範的方向性・内容での制御を目指すべきなのか、という根本問題が提起されつつあるようにおもわれる。

この点やや具体的に敷衍・整理すると――

現代におけるライフサイエンスないしバイオテクノロジーの（上記のような）驚異的進展に伴い、人体そのもの、その臓器・組織・細胞等、ないしそれらにかんする身体情報・遺伝情報（以下単に「人体・組織」という）が、生命科学・研究・実験ないしその臨床応用・治療等の各種目的のための利用「資源」としての価値を、従来とは比較にならない規模において有するにいたっている。その「資源」としての「需要」に応じるために、人体・組織等の提供（または、そのための加工・保存・配分）のシステム化が、市場・企業レベルではその商品化・営利化、またそれ故のボーダーレス化が、不可避的に進行しつつあり、また国家による・提供―利用のための公的組織化制度化の作業も進められつつある（いうまでもなく、国によるその大小・遅速等の偏差は少なからず見られるが）。

また、そのような「利用」と一体不可分の関係において、人体の自然的生成―消滅過程、ないし機能・構造等の諸側面にたいする（伝統的医療の枠を大きく超えた）人為的科学的介入・操作が可能となり、部分的には現実となりつつある。このような、いわば「現代的身体問題」ともいうべきものの現象的内容・特質ないしその構造的背景にあるものを、ややスローガ的に整理するとすれば、それはほぼ以下のようなものとなるであろう。

動向1…身体・組織の「医療化」（とくに、「内なる自然」への反「自然」的な操作・介入・改変等）

動向2…身体・組織の「社会化」（とくに、公共財的資源的価値をもつものとしての身体（情報））

動向3…身体・組織の商品化交換価値化

動向4…身体・組織の「パーツ」（代替可能物）化

動向5…身体・組織の「情報化」（とくに、遺伝関連情報にかんして上記動向1ないし4の全ての局面が、情報としての特質によって一定の偏倚を帯びつつ、現象する）

——而してこれらの「現代的身体問題」の現象的諸動向を、それらが提起する倫理的法的問題性という観点から再整理すると、とくに以下の三つの主要問題が倫理法学が対決を迫られているクルーシヤルな根本問題として浮かび上がるように思われる…

問題1…「身体利用問題」（上記動向1ないし4との関連で「人間の身体・組織ないしそれらにかんする情報の、各種利用目的での対象化・手段化、資源化、ひいてまた金銭的価値をもつことによる営利的商品利用」の是非、許容の正当性根拠、許容要件・手続き等 如何、というような基本的問題として整理集約しうる問題群）

問題2…「身体操作問題」（とくに、上記動向1との関連で、そもそも国家・社会ないし個人にとって倫理的法的に守られるべき価値としての「人間の身体的自然性ないし自己同一性」とはなにか、ということであり、介入操作を許容するとしたときの、その正当性根拠、許容要件・手続き等 如何という問題に収斂されるとかんがえられる問題群）

問題3…「身体情報化問題」（上記全ての身体関連情報、とくに遺伝関連情報が、社会・医療・科学技術全体の情報化・

デジタル化と相乗的に作用しつつ、収集・利用・保存・流通することにもなっており、とくに「精神的人格法」との接点で生じる種々の問題群（プライバシー・名誉侵害、差別、自己身体情報コントロール権・知る権利等の侵害の可能性）。

而してわれわれの上記研究プロジェクトは、主としては、（上記「現代的身体問題」が提起する倫理的法的諸問題のうちとくに）「身体利用問題」ないし「身体情報化問題」にかんする「生命倫理基本法」の提言をもってその最終目標とするものであるが、いうまでもなくそれらはとくに、上記「身体操作問題」とも不可分の関連性をゆうすることは否定できない。とくに、「身体利用問題」と「身体操作問題」の両問題の根底には、とくに人間身体の手段化・商品化、そのような意味でのモノ化への危険を孕むもの、ひいてまた、人間の尊厳という至高の倫理的法的価値理念にたいする重大な危機を意味するもの、として、共通の根元的問題を共有することも否定できないところである。

しかしまた、両問題はその倫理的法的次元における質的具体的問題性という点でも一定の差異（とくに、後者において、人間・社会・人類にとつて守られるべき「身体的自己同一性」とは何であるべきかという問がつきつけているものは、前者のそれとは次元・質の異なる問題である）を否定できず、なによりも後者のはらむ問題性はその広さと深さの程度の大きさ、今後の科学技術の展開の予測不可能性、等の事情もあって、プロジェクトにおける当面の作業対象としては、そしてまた本シンポジウムの検討対象としても、問題の外延・輪郭がある程度明確になってきている「利用問題」を第一次的課題とし、それに関連するかぎり「操作問題」にも言及する、ということにせざるをえない。

而してそのように論点を限定したうえで、我々の取り組むべき課題は広くかつ深いものであること、いうまでもない。

すなわち総じてここには、一方で、グローバルな規模で展開されつつある現代の生命科学ないしバイオテクノロジー分野の研究・開発とその臨床的産業的応用の現実の内在的実証的理解・認識と、その知的パラダイムとシステム化された経済的社会的国家的構造との批判的歴史的検証・分析とが要請されるとともに、他方で、それらによって「利用等」され「介入・操作」の対象とされようとする人間身体そのものの(これら現代的問題状況の相のもとでの)倫理的法的な根本的位置づけ如何(というよりもむしろその再構築)が、問われているということができらるであらう。

しかもこれらの問題は、いうまでもなく生命科学・バイオテクノロジー等の最先端の研究・応用の現場の方々からの情報・知識・意見の提供・理解が不可欠であるのみならず、人文系の学問分野においても、少なくとも哲学・倫理・宗教等の各学問分野ないし科学史・科学哲学等と法律学との相互協同の研究体制を必要とし、さらには法律学内部においても既存の・主として法典毎縦割りの研究体制のカベを乗り越えた協同研究が不可避である(と同時に報告者自身、本研究プロジェクトの遂行過程を通じて、こうした既存の法律学における境界設定したいの現代的意義への懐疑、さらにまた一般に、学問が一つの分野にだけ自足していると見えてこない別な物の見方を相互に出しあい、個別の学問分野がもつと学際的な可能性を持つ・開かれた・批判に耐え得るものになる必要があるのではないかという問題意識、をあらためて痛切に実感してきていることも事実である)。

このような問題意識から本プロジェクトにおいては、法学の分野からは上記4つの専門領域から報告をしていただき、また法学以外からも上記諸領域の研究者・実務家の参加をお願いしたという次第である。

その成果如何にかんしては、本「法学論集」の4報告および上記シンポジウム記録等の評価如何にゆだねる他ないが、願わくばそれらが、上記テーマにかんする論議を一步でも深め前進させるものとして役立てられんことを。